

昭和二十五年十二月二十三日受領
答 弁 第 六 号

(質問の 六)

内閣衆質第六号

昭和二十五年十二月二十三日

内閣総理大臣 吉田 茂

衆議院議長 幣原喜重郎殿

衆議院議員横田甚太郎君提出在日朝鮮人対策に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員横田甚太郎君提出在日朝鮮人対策に関する質問に対する答弁書

政府としては、人の人種、信條、性別、社会的身分又は門地によつて差別的待遇を行うことは毛頭考え
ておらず、在日朝鮮人についても、この点全く同様であるが、いやしくも法令に違反する行為があれば、
その状勢に応じ適宜取締を行うこともちろんである。

右答弁する。